

第10回地域医療構想策定 ガイドライン等に関する検討会	参考 資料
平成27年7月29日	2

医政発 0910 第 12 号
平成 26 年 9 月 10 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

病床機能報告制度専用ホームページの立上げ及び疑義照会窓口の設置等について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成 26 年法律第 83 号)による改正後の医療法(昭和 23 年法律第 205 号)において、病床機能報告制度を本年 10 月 1 日より施行することとしています。

現在、施行に向けて、準備を進めているところですが、病床機能報告対象医療機関(一般病床又は療養病床を有する病院又は診療所)からの本制度に係る疑義照会に対応するため、下記のとおり、疑義照会窓口を設置するとともに、9 月 10 日(水)に、厚生労働省ホームページ上に、本制度専用ページを立ち上げましたので、お知らせいたします。

また、本制度に係る今後のスケジュール(予定)については、別紙 1 のとおりとなっておりますので、併せて、お知らせいたします。

なお、上記の疑義照会への対応、「全国共通サーバ」(注)の整備と病床機能報告対象医療機関から提出される情報の集計・確認等の本制度の実施に係る業務について、厚生労働省からみずほ情報総研株式会社に委託することとなりましたので、御了知願います。

(注) 法律上、病床機能報告対象医療機関は都道府県知事に報告することとなっておりますが、病床機能報告対象医療機関及び都道府県の負担を軽減するため、厚生労働省が「全国共通サーバ」を整備することとし

ています。病床機能報告対象医療機関は「全国共通サーバ」へ提出することをもって、都道府県知事への報告となります。

また、本制度では、病棟単位での看護師等の医療従事者数は報告項目となっておりますが、病院の医師数は報告項目には含めておらず、既存の医療機能情報提供制度により、医療機関から都道府県に報告されている医師数の情報を活用することとしています。医療機関が担っている医療機能を把握・分析する上で、医師数も重要な情報の一つでありますので、別紙2のとおり、既存の医療機能情報提供制度による医師数の都道府県への報告及び既に報告した医師数に変更があった場合の内容の更新について、関係団体の長宛て、周知をお願い申し上げますので、御了知ください。

以上につきまして、貴職におかれては御了知の上、貴管下の医療機関及び関係団体等への周知をお願いいたします。

記

【病床機能報告制度 疑義照会窓口】

メール：byousyoukinou@mizuho-ir.co.jp

FAX：0120-880-124 [24時間受付]

電話：0120-110-264 [平日9:00～17:00]

【病床機能報告制度専用ページ】

URL：<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055891.html>

(厚生労働省ホームページ>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療
>医療>病床機能報告)

病床機能報告制度 スケジュール

時 期	予 定
9月10日	<ul style="list-style-type: none"> ● 厚生労働省 HP 上に病床機能報告制度専用ページ立上げ ● 同ページ上に以下が掲載され次第、医療機関において報告データの作成・保存可能 <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告マニュアル（ウェブサイトの使い方） ・ 報告様式（Excel ファイル） ・ 記入要領 ● 疑義照会窓口立上げ ● 紙媒体提出希望の受付開始 <p>※ インターネット環境がない又は紙レセプトによる診療報酬請求を行っている医療機関等が対象</p>
9月19日 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ● 病床機能報告対象医療機関（一般病床または療養病床を有する病院または診療所）に対して、委託業者より以下を発送 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関 ID や疑義照会窓口等を記載した文書 ・ 報告マニュアル ● 紙媒体提出希望のあった医療機関に対し、紙様式を発送
10月1日～ 11月14日	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関から報告データの提出受付 <p>※ 提出方法は以下のいずれかから、医療機関ごとに選択する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 電子記録媒体（CD-R 等）の郵送 ② 電子ファイルを専用ページ上へアップロード ③ 紙媒体の郵送 <p>※ 並行して、全国共通サーバにおいて NDB から病院ごとの医療内容に関する項目を集計</p>
11月第3週 ごろ	<ul style="list-style-type: none"> ● 委託業者より NDB の枠組みを活用して集計した医療内容に関する項目の確認用データを発送
11月28日 まで	<ul style="list-style-type: none"> ● 委託業者より <ul style="list-style-type: none"> ・ 未提出医療機関があれば督促 ・ データに不備がある医療機関へ修正依頼
12月12日 発送予定	<ul style="list-style-type: none"> ● NDB の枠組みを活用して集計した医療内容に関する項目に修正・追加がある医療機関は返信
12月19日 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ● 委託業者は、レセプト情報の確認結果を踏まえた集計結果を都道府県に提供 <p>（引き続き、未提出医療機関があれば督促 ・未提出医療機関によるデータ提出は引き続き受け付けるが、12月中旬をメドにそれまでに提出されたデータを集計し、未提出医療機関リストとともに都道府県に提供</p>
12月19日 以降	<ul style="list-style-type: none"> ● 12月下旬以降、必要に応じて、都道府県において未提出医療機関への督促
3月2日 まで (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ● 委託業者より以下を都道府県へ送付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 最終版の報告データ <p>※ 11月14日以降提出されたデータのうち、2月中旬ごろまでに提出されたものは最終版データに反映</p> ・ 最終的な未提出医療機関リスト

医政発0910第13号
平成26年9月10日

別記団体の長 へ

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

病床機能報告制度専用ホームページの立上げ及び疑義照会窓口の設置等について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）による改正後の医療法（昭和23年法律第205号）において、病床機能報告制度を本年10月1日より施行することとしています。

現在、施行に向けて、準備を進めているところですが、病床機能報告対象医療機関（一般病床又は療養病床を有する病院又は診療所）からの本制度に係る疑義照会を受け付けるため、下記1のとおり、疑義照会窓口を設置するとともに、9月10日（水）に、厚生労働省ホームページ上に、本制度専用ページを立ち上げましたので、お知らせいたします。

また、本制度に係る今後のスケジュール（予定）については、別紙のとおりとなっておりますので、併せて、お知らせいたします。

なお、上記の疑義照会への対応、「全国共通サーバ」（注）の整備と病床機能報告対象医療機関から提出していただく情報の集計・確認等の本制度の実施に係る業務について、厚生労働省からみずほ情報総研株式会社に委託することとなりましたので、御了知願います。

（注）法律上、病床機能報告対象医療機関は都道府県知事に報告することとなっておりますが、病床機能報告対象医療機関及び都道府県の負担を軽減するため、厚生労働省が「全国共通サーバ」を整備することとしています。病床機能報告対象医療機関は「全国共通サーバ」へ提出することをもって、都道府県知事への報告となります。

また、下記2のとおり、医師数に関する情報については、既存の医療機能情報提供制度により医療機関から都道府県へ御報告いただくこととなっております。

貴職におかれましては、本事務連絡の内容を御確認の上、貴会会員に対して周知方お願いいたします。

記

1. 疑義照会窓口及び専用ページの設置について

【病床機能報告制度 疑義照会窓口】

メール：byousyoukinou@mizuho-ir.co.jp

FAX：0120-880-124 [24時間受付]

電話：0120-110-264 [平日9:00～17:00]

【病床機能報告制度専用ページ】

URL：<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055891.html>

(厚生労働省ホームページ>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療
>医療>病床機能報告)

2. 医療機能情報提供制度による医師数の報告及び内容の更新について

- 本制度では、病棟単位での看護師等の医療従事者数については報告していただくこととしていますが、病院の医師数は報告項目には含めておらず、既存の医療機能情報提供制度により、医療機関から都道府県に報告されている医師数の情報を活用することとしています。
- 医療機関が担っている医療機能を把握・分析する上で、医師数も重要な情報の一つでありますので、既存の医療機能情報提供制度による医師数の都道府県への報告及び既に報告した医師数に変更があった場合の内容の更新について、貴会会員に対して周知いただきますようお願い申し上げます。

(別記)

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
一般社団法人 日本医療法人協会
公益社団法人 全日本病院協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
公益社団法人 日本精神科病院協会
一般社団法人 日本病院会
一般社団法人 日本私立医科大学協会
一般社団法人 全国公私病院連盟
一般社団法人 国立大学附属病院長会議
一般社団法人 日本慢性期医療協会
独立行政法人 国立病院機構
独立行政法人 地域医療機能推進機構
独立行政法人 労働者健康福祉機構
独立行政法人 国立がん研究センター
独立行政法人 国立循環器病研究センター
独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター
独立行政法人 国立国際医療研究センター
独立行政法人 国立成育医療研究センター
独立行政法人 国立長寿医療研究センター

日本赤十字社
社会福祉法人 恩賜財団済生会
全国厚生農業協同組合連合会
社会福祉法人 北海道社会事業協会

国家公務員共済組合連合会

国立療養所松丘保養園
国立療養所東北新生園
国立療養所栗生楽泉園
国立療養所多磨全生園
国立駿河療養所
国立療養所長島愛生園

国立療養所邑久光明園
国立療養所大島青松園
国立療養所菊池恵楓園
国立療養所星塚敬愛園
国立療養所奄美和光園
国立療養所沖繩愛楽園
国立療養所宮古南静園

防衛省人事教育局衛生官
文部科学省高等教育局医学教育課
文部科学省初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室
独立行政法人国立印刷局

一般病床・療養病床を有する病院・診療所の皆様

報告期間は
10月1日(水)～
11月14日(金)
です

病床機能報告制度のスケジュール

9月10日から

- 病床機能報告制度
専用ホームページ立上げ
(報告様式(Excel)等を掲載)

厚生労働省「平成26年度病床機能報告」事務局
(委託先:みずほ情報総研株式会社)
疑義照会・紙媒体提出希望窓口
byousyoukinou@mizuho-ir.co.jp
FAX: 0120-880-110 [24時間受付]
電話: 0120-110-264 [平日9:00～17:00]

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055891.html>

- 疑義照会窓口立ち上げ
- 紙媒体の郵送による報告を希望する医療機関を受け付ける
窓口立上げ
(インターネット環境にない、又は紙レセプトによる診療報酬請求を
行っている医療機関等)
※ 連絡先は上記の疑義照会窓口と同一です。

9月第3週

- 報告マニュアル等を全ての対象医療機関に発送

随時

- 紙媒体での報告を希望する医療機関に対して、紙媒体の
報告様式を発送

10月1日(水)～11月14日(金)

- 報告様式の提出受付
(①電子記録媒体の郵送／②電子ファイルを専用ページ上へアップロード
／③紙媒体の郵送 のいずれか)

11月第3週ごろ

- 電子レセプトデータを集計したものを各医療機関宛に発送
(公費負担医療等の追加の必要があれば12月12日(金)までに返送くださ
い。)

事務連絡
平成 26 年 9 月 19 日

病床機能報告制度対象医療機関 管理者様

厚生労働省医政局総務課

平成 26 年度 病床機能報告の実施について (依頼)

平素より医療行政に特段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご案内のとおり、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）の一部が平成 26 年 10 月 1 日から施行され、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）の一部が改正されます。これに基づき、本年 10 月 1 日より今年度の病床機能報告制度を実施いたします。一般病床又は療養病床を有する病院又は診療所は、医療法第 30 条の 12 に基づき、本制度上の報告を行う義務を課せられています。

各医療機関におかれましては、ご多忙のところ大変恐縮ですが、本報告制度についてご協力いただきますようお願いいたします。報告内容・方法の詳細については、同封の「平成 26 年度 病床機能報告制度 報告マニュアル」をご確認いただきますようお願いいたします。

なお、本事業については、みずほ情報総研株式会社に業務委託しております。

(送付一覧)

1. 「平成 26 年度 病床機能報告の実施について (依頼)」(平成 26 年 9 月 19 日付 厚生労働省医政局総務課 事務連絡) (本紙)
2. 医療機関 ID・パスワード (貴院の住所が印字されている用紙です)
3. 平成 26 年度 病床機能報告制度 報告マニュアル

以上

【ご参考】

○ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）（抄）

第三十条の三（略）

2（略）

五 地域における病床の機能（病院又は診療所の病床において提供する患者の病状に応じた医療の内容をいう。以下同じ。）の分化及び連携並びに医療を受ける者に対する病床の機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項

3（略）

第三十条の三の二 厚生労働大臣は、前条第二項第五号に掲げる事項を定め、又はこれを変更するために必要があると認めるときは、都道府県知事又は第三十条の十二第一項に規定する病床機能報告対象病院等の開設者若しくは管理者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同項の規定による報告の内容その他の必要な情報の提供を求めることができる。

第三十条の十二 病院又は診療所であつて一般病床又は療養病床を有するもの（以下「病床機能報告対象病院等」という。）の管理者は、地域における病床の機能の分化及び連携の推進のため、厚生労働省令で定めるところにより、当該病床機能報告対象病院等の病床の機能に応じ厚生労働省令で定める区分に従い、次に掲げる事項を当該病床機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

一 厚生労働省令で定める日（次号において「基準日」という。）における病床の機能

二 基準日から厚生労働省令で定める期間が経過した日における病床の機能の予定（次項において「基準日後病床機能」という。）

三 当該病床機能報告対象病院等に入院する患者に提供する医療の内容

四 その他厚生労働省令で定める事項

2・3（略）

4 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項及び第二項の規定により報告された事項を公表しなければならない。

5 都道府県知事は、病床機能報告対象病院等の管理者が第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該病床機能報告対象病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。

6 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた病床機能報告対象病院等の開設者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

【本報告に関する業務委託先・照会先】

厚生労働省委託事業

「平成 26 年度 病床機能報告」事務局

みずほ情報総研株式会社

社会政策コンサルティング部

担当：井高、明戸、田中

E-mail：byousyoukinou@mizuho-ir.co.jp

FAX：0120-880-124 [24 時間受付]

TEL：0120-110-264 [平日 9：00～17：00]



病床機能報告

医療機関による病床機能報告制度が始まります。

◎ 一般病床・療養病床を有する病院・有床診療所が対象となります。

◎ 病床単位で医療機能等を平成26年11月14日(金)まで(※)に報告してください(10月1日(水)から受付開始)。(※) 今年度のみの延長措置です。来年以降は10月31日までとなります。

◎ 本ページから、報告様式(B:celファイル)等のダウンロードを行い、ご入力の上、CD-R等の郵送又は本ページからのアップロードによりご提出ください。(インターネット環境がない等の医療機関は、別途入手いただく紙の様式の郵送などでもご提出いただけます。)

改正医療法に基づく業務です。

○ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)により改正された医療法(昭和23年法律第205号)第30条の12に基づく**病床機能報告制度**が始まります。

○ 病床機能報告制度とは、一般病床・療養病床を有する病院・診療所が、当該病床において担っている医療機能の現状と今後の方向について、病床単位で、「高度急性期機能」、「急性期機能」、「回復期機能」及び「慢性期機能」の4区分から1つを選択し、その他の具体的な報告事項とあわせて、全国共通サーバ(※)等を通じて都道府県に報告する仕組みです。

(※) 厚生労働省がみずほ情報総研株式会社に委託し整備したもの。医療機関からは法律上、都道府県知事にご報告いただくことになっていますが、医療機関及び都道府県の負担を軽減するため、厚生労働省が整備する全国共通サーバに報告をしていただき、委託業者が集計・確認等を行うこととしています。

○ 本報告の集計結果を基に各都道府県は地域医療構想(ビジョン)を策定し、異なる医療機能の分化・連携を推進します。この集計結果は医療法の規定に基づき、地域医療構想(ビジョン)のガイドラインの策定という目的に照って厚生労働省においても活用されます。

また、報告していただいた情報の公表のあり方については、別途、設置いたします地域医療構想(ビジョン)のガイドラインを策定するための検討会においてご議論いただく予定となっています。

○ 一般病床・療養病床を有する病院・診療所は、指定の報告様式に入力の上、

- 1 電子記録媒体(CD-R等)の郵送、
- 2 インターネット上での報告
- 3 紙の様式の郵送(インターネット環境にない医療機関等)

のいずれかの方法で、平成26年11月14日(金)(※)までに報告してください(10月1日(水)から受付開始)。

(※) 今年度のみの延長措置です。来年以降は10月31日までとなります。

【よくあるご質問】(平成26年10月9日現在。順次追加いたします。)

- 病院・有床診療所共通
- 病院
- 有床診療所

【参考】

- 医療法(昭和23年法律第205号)(抄)第三十条の三(略)

2 (略)

五 地域における病床の機能(病院又は診療所の病床において提供する患者の病状に応じた医療の内容をいう。以下同じ。)の分化及び連携並びに医療を受ける者に対する病床の機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項

3 (略)

第三十条の三の二 厚生労働大臣は、前条第二項第五号に掲げる事項を定め、又はこれを変更するために必要があると認めるときは、都道府県知事又は第三十条の十二第一項に規定する病床機能報告対象病院等の開設者若しくは管理者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同項の規定による報告の内容その他の必要な情報の提供を求めることができる。

第三十条の十二 病院又は診療所であつて一般病床又は療養病床を有するもの(以下「病床機能報告対象病院等」という。)の管理者は、地域における病床の機能の分化及び連携の推進のため、厚生労働省令で定めるところにより、当該病床機能報告対象病院等の病床の機能に応じ厚生労働省令で定める区分に従い、次に掲げる事項を当該病床機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

- 一 厚生労働省令で定める日(次号において「基準日」という。)における病床の機能
- 二 基準日から厚生労働省令で定める期間が経過した日における病床の機能の予定(次項において「基準日後病床機能」という。)
- 三 当該病床機能報告対象病院等に入院する患者に提供する医療の内容
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

2・3 (略)

4 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項及び第二項の規定により報告された事項を公表しなければならない。

5 都道府県知事は、病床機能報告対象病院等の管理者が第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該病床機能報告対象病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を更正させることを命ずることができる。

6 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた病床機能報告対象病院等の開設者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

疑義照会窓口

病床機能報告の報告作業に関するご不明点の疑義照会窓口は、以下のとおりとなります。
疑義照会内容を正確に把握するため、できるだけ 電子メール によりお問い合わせください。

厚生労働省「平成26年度病床機能報告」事務局

(委託先:みずほ情報総研株式会社)

疑義照会窓口

電子メールアドレス: byousyokinou@mizuhg-ir.co.jp (◎を@に変更してください。)

FAX (フリーダイヤル) : 0120-880-124 [24時間受付]

電話(フリーダイヤル) : 0120-110-264 [対応時間:平日9:00~17:00]

トピックス

重要なお知らせ

施策紹介

1. 制度創設の趣旨

今後高齢化が進み、医療・介護サービスの需要が増大していく中で、患者それぞれの状態にふさわしい良質かつ適切な医療を効果的かつ効率的に提供する体制を構築するためには、医療機能の分化・連携を進め、各医療機能に応じて必要な医療資源を適切に投入し、入院医療全体の強化を図ると同時に、退院患者の生活を支える在宅医療及び介護サービス提供体制を充実させていくことが必要です。

こうしたことから、平成26年通常国会において 医療介護総合確保推進法(※1) が成立し、これにより医療法が改正されました。改正医療法に基づく義務として、平成26年10月より医療機関がその有する病床(一般病床及び療養病床)において担っている医療機能の現状と今後の方向を選択し、病棟単位を基本として都道府県に報告する仕組み(病床機能報告制度)を導入することとなりました。

この制度により報告された情報により、都道府県は地域の医療機関が担っている医療機能の現状を把握し、分析します。都道府県はその分析結果に加え、

地域の医療需要の将来推計等を活用して、2025年における二次医療圏等ごとの各医療機能の需要と必要量を含め、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するための 地域医療構想(ビジョン)(※2) を策定し、医療計画に新たに盛り込みます。また、国は、報告された情報を活用し、地域医療構想(ビジョン)のガイドラインを策定します。

これにより、地域の医療機関や住民等が、地域の医療提供体制の現状と将来の姿について共通認識を持つことができ、医療機関の自主的な取組及び医療機関相互の協議によって、医療機能の分化・連携が進められるようになります。

【参考】

◎ 「社会保険制度改革国民会議報告書」(平成25年8月6日) (抄)
 「(病床機能報告制度)により把握される地域ごとの医療機能の現状や高齢化の進展を含む地域の将来的な医療ニーズの客観的データに基づく見通しを踏まえた上で、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能ごとの医療の必要量を示す地域医療ビジョンを都道府県が策定することが求められる。」

◎ 「医療法等改正に関する意見(平成25年12月27日 社会保障審議会医療部会) (抄)
 「医療機能の分化・連携については、まずは、病床機能報告制度によって、医療機関がその有する病床で担っている医療機能の現状を国及び都道府県が把握・分析し、その結果を踏まえて、都道府県において策定される地域医療ビジョンによって、二次医療圏等ごとの将来の医療需要と各医療機能の必要量が示されることで、医療機関の自主的な取組及び医療機関相互の協議により、進められることを前提とすべきである。」

2. 報告項目の概要

1 病床が担う医療機能

以下の各時点につき、各病床の有する医療機能を下記の表の4つの機能(高度急性期機能/急性期機能/回復期機能/慢性期機能)の中から1つずつ選び、回答してください。

<回答いただく時期>

- (1) 現在の医療機能(平成26年7月1日現在)
- (2) 6年が経過した時点における医療機能の予定
 ※ 来年や2年後といった比較的短期の医療機能の変更予定がある場合、変更の時期の目途と変更後の機能もご回答ください。
- (3) 2025年度(平成37年度)時点における医療機能(任意)

<4つの医療機能>

高度急性期機能	急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能
急性期機能	急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能
回復期機能	<input type="checkbox"/> 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能 <input type="checkbox"/> 特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能(回復期リハビリテーション機能)
慢性期機能	<input type="checkbox"/> 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能 <input type="checkbox"/> 長期にわたり療養が必要な重度の障害者(重度の意識障害者を含む)、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能

2 その他の具体的な項目

(1) 構造設備・人員配置等に関する項目

消滅ごとに様式上の項目を集計してください。

(例) 病床数・人員配置・機器など、入院患者の状況 等

(2) 具体的な医療の内容に関する項目

診療報酬の項目に着目して設定されています。電子レセプトによる診療報酬請求を行っている医療機関は、厚生労働省で集計した内容が送付されてくる(11月21日(金)発送予定)までは本項目についての作業はありません。

【参考】
「病床機能情報の報告・提供の具体的なあり方に関する検討会 議論の整理」
 平成26年7月24日(抄)

(医療機能の「今後の方向」の選択について)

○ 「今後の方向」(法律上の規定では、「基準日から厚生労働省令で定める期間が経過した日における病床の機能の予定」)は、「6年が経過した日における病床の機能の予定」とするが、当然、来年や2年後といった比較的短期の変更予定がある場合も含むものであることを明確にするとともに、変更を予定している時点(目途)も報告事項とするものとする。

○ 2025年度(平成37年度)時点における医療機能の予定については、別途、参考情報として、任意で報告することができるものとする。

○ なお、当面、上記の内容で病床機能報告制度を開始するが、今後、病床機能報告制度の実施状況を踏まえつつ、地域医療構想や協議の進め方等の具体的なあり方の確立も考慮して、「今後の方向」の時点等について、必要に応じ、見直すものとする。

3. 報告様式の入手から提出まで(概要)

※ 詳細は9月19日(金)に医療機関に発送いたしました「報告マニュアル」をご覧ください。
 こちらからもダウンロードいただけます。

報告マニュアル(病院・有床診療所共通)

※ 9月18日(木)日中まで掲載されていた「報告マニュアル」P.18における「6. 疑義照会窓口」のFAX番号に誤りがありました。

【誤】 FAX(フリーダイヤル): 0120-880-110

【正】 FAX(フリーダイヤル): 0120-880-124

ここにお詫びし訂正します。

なお、現在本ページに掲載している「報告マニュアル」における FAX 番号は正しく修正されております。

○ 「1 病床が担う医療機能」と「2 その他の具体的な項目」の「(1) 構造設備・人員配置等に関する項目」について報告方法は以下の3通りあります。

ア 電子記録媒体(CD-R等)を郵送する方法

イ インターネット上で報告する方法

ウ 紙の様式を郵送する方法

(インターネット環境が整っていない医療機関や、紙のレセプトにより診療報酬請求を行っている医療機関等)

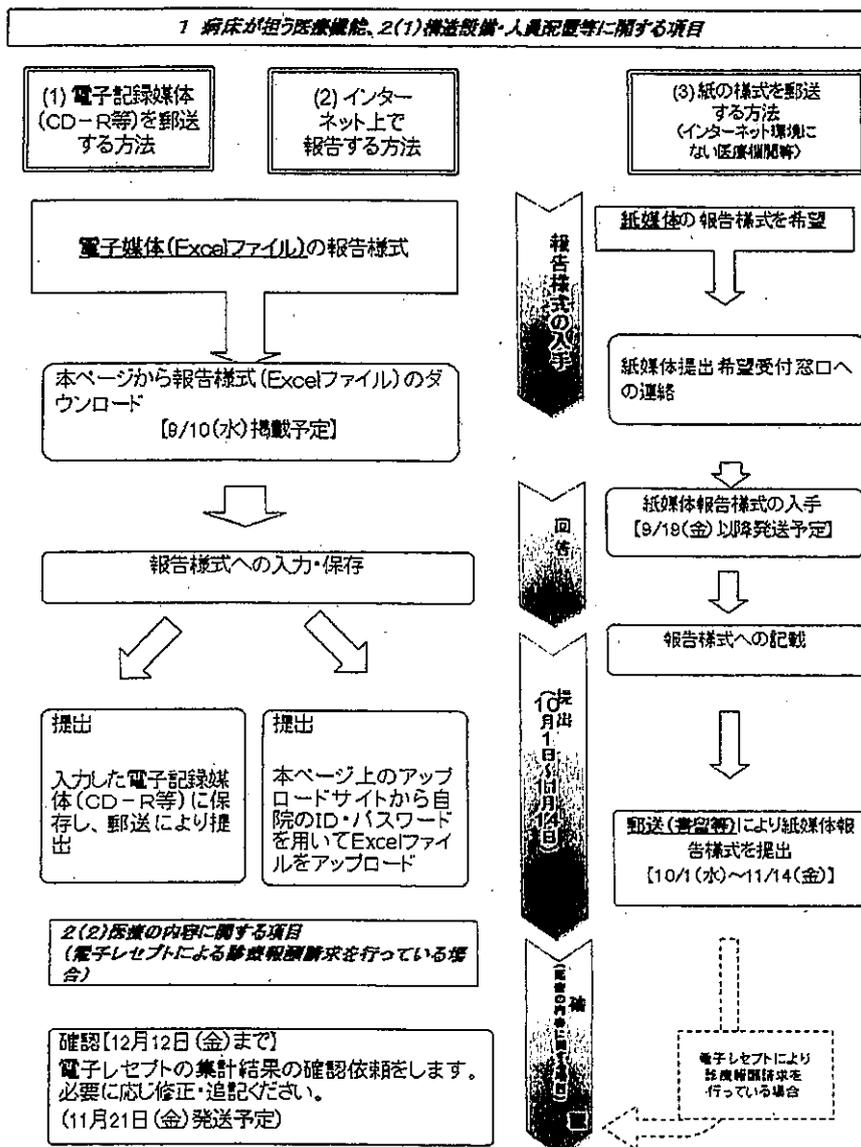
○ 「2(2)医療の内容に関する項目」について

電子レセプトによる診療報酬請求を行っている医療機関は、厚生労働省で集計した内容が送付されてくるまで(11月21日(金)発送予定)までは本項目についての作業の必要はありません。

必要な作業としては、電子レセプトの集計内容について内容の確認等の連絡がありますので(業務委託先のみずほ情報総研株式会社より電子記録媒体を11月21日(金)郵送予定)、ご確認の上、必要に応じ医療保険の対象ではない診療行為の追記を行い12月12日(金)までにご返信ください。

なお、業務委託先は、契約により知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならないこととする契約を厚生労働省と結んでいます。

※ 紙のレセプトにより診療報酬請求を行っている医療機関については、紙媒体提出希望窓口ご連絡の上、「2(2)医療の内容に関する項目」用の紙の様式を入手してください。ご回答は可能な範囲で構いません。ご記入いただいた様式は11月14日(金)までに簡易書留等により厚生労働省「平成26年度病床機能報告」事務局あて郵送してください。



4. 具体的な事務手続

○ 「1 病床が担う医療機能」と「2(1) 構造設備・人員配置等に関する項目」について

(1)下記より報告様式の電子媒体(Excelファイル)等をダウンロードしてください。

【病院用】
報告様式などの電子媒体

報告様式【xlsx形式】(9月26日、不備の修正をしました。こちらにご入力ください。)
※ Excel2007 以降で利用可能です。お使いの Excel のバージョンにより開けない場合には、以下に掲載している xls 形式のファイルをご利用ください。内容は同一です。

報告様式【xls形式】(9月26日、掲載しました。)

記入要領 (9月24日差し替えました。(修正事項は下線と黄色マーカーで表示しています。))

記入要領(修正が反映されたもの(下線と黄色マーカーを取り除いたものです。))

報告マニュアル(病院・有床診療所共通。P18のFAX番号は修正済み。「3. 報告様式の入手から提出まで(概要)」に掲載して

いるものと同一です。)

【有床診療所用】

報告様式などの電子媒体

報告様式【xlsx形式】(9月26日、不備の修正をしました。こちらにご入力ください。)

※ Excel2007以降で利用可能です。お使いのExcelのバージョンにより開けない場合には、以下に掲載しているxls形式のファイルをご利用ください。内容は同一です。

報告様式【xls形式】(9月26日、掲載しました。)

記入要領(9月24日差し替えました。(修正事項は下線と黄色マーカーで表示しています。))

記入要領(9月30日再度差し替えました。(9月24日版からの変更部分は、下線と黄色マーカーで表示しています。))

記入要領正誤表(9月24日版からの変更部分です。)

記入要領(これまでの修正がすべて反映されたもの(下線と黄色マーカーを取り除いたものです。))

報告マニュアル(病院・有床診療所共通。P18のFAX番号は修正済み。「3. 報告様式の入手から提出まで(概要)」に掲載しているものと同一です。)

(2) ダウンロードしたExcelファイルに報告項目を入力の上、平成26年11月14日(金)までに以下のア、イのいずれかの方法でご報告ください(10月1日(水)受付開始)。

ア 電子記録媒体(CD-R等)を郵送する方法

入力したExcelファイルを電子記録媒体に記録の上、以下の宛先まで簡易書留等にてお送りください。詳細は「報告マニュアル」P.11をご覧ください。

提出先: 厚生労働省「平成26年度病床機能報告」事務局
(委託先: みずほ情報総研株式会社)
〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3 竹橋スクエア7階
みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部内

※ 電子記録媒体は原則として、CD-R、DVD-R、DVD+R、DVD+RWのいずれかをご使用ください。他の記録媒体については、閲覧照会窓口にお問合せください。

※ 保存するファイル名は、「報告様式【XXXXXXX】.xlsx」とし、【XXXXXXX】には自院の医療機関ID(9月19日(金)(予定)に発送する「報告マニュアル」の送付状に記載してあります)をご記載ください。

イ インターネット上で報告する方法

入力したExcelファイルは下記のアップロード先(全国共通サーバ)にアップロードすることによっても提出することもできます。

アップロードはこちらから (病院・有床診療所共通。9月24日、開設しました。)

※ アップロードは平成26年11月14日(金)までに行ってください(10月1日(水)受付開始)。なお、来年以降は10月1日から10月31日までが報告期間となります。

※ 医療機関IDとパスワード(9月19日(金)に発送した「報告マニュアル」の送付状に記載されています)を使ってログインしていただく必要があります。詳細は「報告マニュアル」P.11~13をご覧ください。

ウ 紙の様式を郵送する方法

インターネット環境が整っていない医療機関や、紙のレセプトにより診療報酬請求を行っている医療機関等は、以下の方法で紙の様式にご記入の上、郵送することによりご報告ください。

※ レセプト電子申請を行っている医療機関は原則として上記のア、イの方法により報告してください。

(ア) 紙媒体提出希望窓口にご連絡ください。9月19日(金)以降順次報告様式を郵送します。

<紙媒体提出希望窓口>

厚生労働省「平成26年度病床機能報告」事務局
(委託先: みずほ情報総研株式会社)
FAX(フリーダイヤル): 0120-880-124 [24時間受付]
電子メールアドレス: byousyokukinou@mizuho-ir.co.jp (◎をⓂに変更してください。)

また、有床診療所の病床の役割として、次のア～オのうち担っているものを選択してください(複数選択可)。

- ア 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受け渡しとしての機能
- イ 専門医療を担って病院の役割を補完する機能
- ウ 緊急時に対応する医療機能
- エ 在宅医療の拠点としての機能
- オ 終末期医療を担う機能

※ 詳細な報告方法は、病院と同様、「4. 具体的な事務手続」をご覧ください。

インターネット環境が整っていない医療機関や紙レポートにより診療報酬請求を行っている場合は「4. 具体的な事務手続」の「(3) 紙の様式を郵送する方法」にしたがってご報告ください。

6. 疑義照会窓口

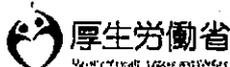
病床機能報告の報告作業に関するご不明点の疑義照会窓口は、以下のとおりとなります。疑義照会内容を正確に把握するため、できるだけ電子メールによりお問い合わせください。

「平成26年度病床機能報告」事務局(受託先:みずほ情報総研株式会社)
 疑義照会窓口
 電子メールアドレス: byousyokinou@mizuho-ir.co.jp (◎を@)
 FAX(フリーダイヤル) : 0120-880-124 [24時間受付]
 電話(フリーダイヤル) : 0120-110-264 [対応時間:平日9:00~17:00]

[病床機能情報の報告・提供のあり方に関する検討会 議論の整理(平成26年7月24日)]

病床機能報告制度における報告・集計等の仕組み[161KB]

関連情報



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5263-1111(代表)
 Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

※ FAXまたは電子メールによりご連絡ください。その際、下記の必要事項の記載をお願いいたします。

件名 病床機能報告の紙媒体提出希望【医療機関ID(*)】 本文 報告様式について、紙媒体の提出を希望します。 ----- 希望医療機関の医療機関ID(*) 紙媒体送付先の医療機関名: 部署名・担当者名 連絡先電話番号 連絡先e-mail 住所 病院又は有床診療所のいずれの報告様式か (病院の場合のみ報告対象となる一般病床・療養病床を有する病床数) レセプト請求は電子又は紙のいずれかか -----

(*) 医療機関IDは9月19日(金)に医療機関あてに発送した「報告マニュアル」の送付状に記載されています。

(イ) 様式にご記入の上、平成26年11月14日(金)まで(必着)の間に、簡易書留等にてお送りください(10月1日(水)受付開始)。詳細は9月19日(金)に医療機関あて発送した「報告マニュアル」P.13~14をご覧ください。

提出先: 厚生労働省「平成26年度病床機能報告」事務局 (委託先: みずほ情報総研株式会社) 〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3 竹橋スクエア7階 みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部内
--

○ 「2(2) 医療の内容に関する項目」について

<電子レセプトによる診療報酬請求を行っている医療機関>

- ・ 厚生労働省で集計した内容が送付されてくるまでは(11月21日(金)発送予定)本項目についての作業はありません。
- ・ 必要な作業としては、電子レセプトの集計内容について内容の確認等の連絡がありますので(業務委託先のみずほ情報総研株式会社より11月21日(金)発送予定)、ご確認の上、必要に応じ医療保険の対象ではない診療行為の追記を行い12月12日(金)までにご返信ください。なお、業務委託先は、契約により知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならないこととする契約を厚生労働省と結んでいます。

※ 電子レセプトの集計内容は原則としてOD-R等の電子記録媒体により郵送しますが、「1 病床が担う医療機能」「2(1) 構造設備・人員配置等に関する項目」の回答表(病院の場合は1)基本項目のシート、有床診療所の場合は有床診療所用エクセルファイルの1枚目)において「電子メールによるNDBデータの送付をご希望」の欄にチェックを入れられた場合は、電子メールに集計データを添付してお送りします。

<紙のレセプトにより診療報酬請求を行っている医療機関>

- ・ 上記「ウ 紙の様式を郵送する方法」と同様の方法でご提出ください。
- ア) 紙媒体提出希望窓口に連絡の上、紙の様式を入手してください。
- イ) ご回答は可能な範囲で構いません。
- ウ) ご記入いただいた様式は平成26年11月14日(金)までに簡易書留等により郵送してください(10月1日(水)受付開始)。

5. 有床診療所の皆様

有床診療所については「病棟」と考え、有床診療所単位で集計いただけます。

1. 病床が担う医療機能

有床診療所も同様4つの医療機能(高度急性期機能/急性期機能/回復期機能/慢性期機能)の中から1つを選択していただけますが、有床診療所については、病床数が19床以下と小規模であり、特に地域の医療ニーズに対応して多様な役割を担っていることを踏まえ、以下のような機能の選択の例が考えられます。

(例)

- ・ 産科や整形外科等の単科で手術を実施している有床診療所 → 急性期機能
- ・ 在宅患者の急変時の受入れや急性期経過後の患者の受入れ等幅広い病期の患者に医療を提供している有床診療所 → 急性期機能又は回復期機能のいずれか
- ・ 病床が全て療養病床の有床診療所 → 慢性期機能

2. その他の具体的な項目

(1) 構造設備・人員配置等に関する項目

病床数、人員配置、入院患者数等の一定の項目のみが必須の報告項目であり、それ以外は任意の報告です。

(2) 医療の内容に関する項目

電子レセプトにより診療報酬請求を行っている場合は、病院と同様に厚生労働省で集計した内容が送付されてくるまで(11月21日(金)発送予定)までは本項目についての作業はありません。